

世界の化学物質規制について

世界中で人の健康や環境汚染に対する関心が高まるなか、世界各国で化学物質管理の法令の改正、制定等が行われるようになりました。日本企業も無関係では無く、輸出企業のみならず輸出を行わない企業においても対応が求められるようになってきました。世界の化学物質規制について理解を深めることは企業活動を行う上で、必要不可欠になっています。

そこで、主な国々（「米国」、「カナダ」、「EU」、「中国」、「韓国」）の化学物質法規制の根幹となっている「物質の登録や評価」に関する法規制を整理しました。各国ともに目指す方向は同じですが、企業に求める内容には差異もあります。

各国の化学物質に関連する詳細情報や動向の入手、具体的な貴社の対応等について、お困りの場合は、下記までご連絡ください。化学物質法規制に精通した専門家が貴社の課題をご支援させていただきます。

お問い合わせ先：ecoken@nifty.com

国名	アメリカ	カナダ	EU
所管官庁	環境保護庁 (EPA)	カナダ環境省、カナダ保健省	欧州化学品庁 (ECHA)
法律名	有害物質規制法 (TSCA)	カナダ環境保護法 (CEPA)	化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則 (REACH 規則)
制定日	1976 年 11 月 10 日	1988 年 6 月 28 日	2006 年 12 月 18 日
施行日	1977 年 1 月 1 日	1988 年 6 月 30 日	2007 年 6 月 1 日
既存物質リスト	TSCA インベントリー	国内物質リスト (DSL)	欧州既存商業化学物質インベントリー
届出日	製造・輸入開始の少なくとも 90 日前 (PMN の場合) 注)	新規物質の種類、製造輸入量、NDSL の記載の有無により届出日が製造・輸入の 5～75 日前の間で相違している	非段階的導入物質 (既存化学物質リストに掲載されていない物質) に関しては少なくとも 3 週間前
届出者	米国内で商業目的のために新規化学物質を製造することを意図する米国内の製造事業者	カナダ国内の製造事業者又は輸入事業者	化学物質を年間 1t 以上製造、または輸入する EU 域内の製造者または輸入者
届出が必要な物質	TSCA インベントリーに掲載されていない新規化学物質	DSL に掲載されていない化学物質	EU 域内で年間 1t 以上製造、または輸入する化学物質 (新規・既存を問わない)
届出場所	環境保護庁 (EPA)	カナダ環境保護法 (CEPA)	欧州化学品庁 (ECHA)
備考	注) 90 日は審査期間、製造・輸入には審査期間後、30 日以内に製造開始通知		

	を提出する必要有り。		
--	------------	--	--

国名	中国	韓国
所管官庁	環境保護部	環境部、国立環境科学院
法律名	新化学物質環境管理弁法	有害物質管理法
制定日	2010年1月19日	1990年8月1日
施行日	2010年10月15日	1991年2月2日
既存物質リスト	現有化学物質名録	既存化学物質目録
届出日	製造・輸入の最大 75 日前まで (通常申告の場合) 注)	製造・輸入の 60 日前まで
届出者	中国国内で登記された機関	新規化学物質を製造・輸入しようとする者
届出が必要な物質	現有化学物質名録に収載されて いない化学物質	既存化学物質目録に収載されていない化学 物質
届出場所	環境保護部化学品登録センター	韓国化学物質管理協会 (KCMA)
備考	注) 簡易申告の場合は製造・輸 入の 45 日前まで	



※本表は各規制の基本的な情報を判り易く記載する為に簡素化しています。その為、利用者がこのサイトに掲載されている情報を用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。

なお、当研究所では、下記サイトを通じて、広く情報発信をしていますので、こちらのサイトもご活用ください。

中小企業基盤整備機構 Jnet21 「ここが知りたい REACH 規則」

<http://j-net21.smrj.go.jp/well/reach/index.html>